六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百五十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分八厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分八厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分八厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一分八厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分八厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分八厘

○国土交通省告示第四百七十号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第十六条第一項の規定により、同規則第十四条第一項の登録認証機関を登録したので、同規則第三十条第一号の規定に基づき公示する。

令和七年六月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録年月日　令和七年六月十八日
二　登録番号　第一号
三　氏名又は名称　公益社団法人全国宅地擁壁技術協会
四　住所　東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号
五　法人である場合の代表者の氏名　会長　永吉　哲郎
六　法人である場合の認証事務を行う役員の氏名　専務理事　木村孝
七　認証事務を行う事務所の名称　公益社団法人全国宅地擁壁技術協会
八　認証事務を行う事務所の所在地　東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号
九　認証事務を開始する年月日　令和七年六月十八日

その他告示

○外務省告示第二百二十一号

令和三年八月二十二日にテヘランで、税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和七年六月十八日に効力を生じた。

令和七年六月十八日

外務大臣　岩屋　毅

税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国政府との間の協定

日本国政府及びイラン・イスラム共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

関税法令に対する違反が、それぞれの国の公共の安全並びに経済上、財政上、社会上、文化上、公衆衛生上及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、

麻薬、向精神薬、武器、爆発物、化学物質、生物物質及び核物質の不正取引が公衆衛生及び社会に害を及ぼすことを考慮し、

関税その他の輸出入に際し徴収される税の正確な査定を確保すること並びに税関当局による禁止、制限及び規制措置の適正な執行を確保することの重要性を考慮し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定を考慮し、

関税法令違反に対する行動を両税関当局間の協力によって一層効果的なものとし得ることを確信し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「税関当局」とは、日本国においては財務省をいい、イラン・イスラム共和国においてはイラン・イスラム共和国関税庁をいう。

(b)　「関税法令」とは、税関当局が運用し、及び執行する法令であって、物品の輸入、輸出、通過、蔵置及び移動を規律し、並びにその他の税関手続の管理下に物品を置くことを規律するもの（税関当局の権限に属する物品の禁止、制限又は規制の措置を含む。）をいう。

(c)　「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

(d)　「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をいう。

(e)　「情報」とは、両締約国政府のデータ、文書、報告その他の情報をいう。

(f)　「職員」とは、税関職員又は税関当局によって指定された他の政府職員をいう。

(g)　「者」とは、自然人又は法人をいう。

(h)　「被要請当局」とは、支援を要請された税関当局をいう。

(i)　「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。